

# 5 選挙時の政治活動

政党など政治活動を行う団体の政治活動のうち、その態様や効果が選挙運動と紛らわしいものには一定の制限が設けられます。

## ● 政党など政治活動を行う団体が選挙時に規制される政治活動 ●

衆議院議員、参議院議員、都道府県知事、都道府県議会議員、指定市議会議員、市長、特別区の区長の選挙時

- |                   |                                      |
|-------------------|--------------------------------------|
| 1 政談演説会の開催        | 7 ビラ等の頒布                             |
| 2 街頭政談演説の開催       | 8 選挙に関する報道評論を掲載した機関紙誌の頒布・掲示          |
| 3 政治活動用自動車(船舶)の使用 | 9 連呼行為                               |
| 4 拡声器の使用          | 10 公共の建物での文書図画の頒布                    |
| 5 ポスターの掲示         | 11 掲示または頒布する文書図画への候補者の氏名または氏名類推事項の記載 |
| 6 立札・看板類の掲示       |                                      |

広い意味では選挙運動も政治活動の一部なんだけど、公職選挙法では、「政治上の目的をもって行われる一切の活動から、選挙運動にわたる行為を除いたもの」を政治活動って言うんだ。

指定都市以外の市(特別区を含む)の議会の議員、町村長、町村議会議員の選挙時

- 1 連呼行為
- 2 公共の建物での文書図画の頒布
- 3 掲示または頒布する文書図画への候補者の氏名または氏名類推事項の記載

※選挙の期日の公示(告示)の日から投票の当日まで規制されます。  
※選挙が行われる区域の外では、自由に政治活動が行えます。

公職選挙法では、副次的に政治活動を行う経済団体や労働団体などの政治活動も規制の対象になるんですって。

これら以外の方法による政治活動、例えば新聞紙または雑誌による広告、パンフレット、ラジオ、テレビ等による政治活動は、いかなる選挙の期日の公示(告示)の日から選挙の当日までの間であろうと、また、いかなる政党その他の政治活動を行う団体であろうと自由に行うことができる。



① 立候補

② 選挙運動

③ 選挙運動の方法

④ 選挙運動の費用

⑤ 選挙時の政治活動

⑥ 投票区と開票区

⑦ 投票

⑧ 開票

⑨ 当選人の決定

データ

⑩ 選挙違反とその罰則

⑪ 寄附の禁止

⑫ 選挙に関する争訟

データ

● 選挙時の確認団体の政治活動 ●

ただし、参議院議員、都道府県知事、都道府県議会議員、指定市議会議員、市長、特別区の区長の選挙では、確認団体に限り、選挙時も一定の条件下で次の活動を行うことができます。

- ① 政談演説会の開催
- ② 街頭政談演説の開催
- ③ 政治活動用自動車の使用
- ④ 拡声器の使用
- ⑤ ポスターの掲示
- ⑥ 立札・看板類の掲示
- ⑦ ビラ等の頒布
- ⑧ 選挙に関する報道評論を掲載した機関紙誌の頒布・掲示
- ⑨ 連呼行為

確認団体とは

その選挙に所属候補者等を一定数擁立する等の要件を満たした政党および政治団体（総務大臣または選挙管理委員会の確認が必要）。

例) 参議院議員選挙で、全国で10名以上の所属候補者を擁立する政党および政治団体  
 ※衆議院議員選挙には確認団体はありません。政党は候補者や候補者名簿を届け出て、その立場で選挙運動を行います。

● 選挙時の推薦団体の政治活動 ●

参議院議員選挙では、確認団体に所属する候補としない候補との均衡を図るため、「推薦団体」が推薦演説会を開催できます。

推薦団体とは

その選挙で、確認団体に所属しない候補者を推薦・支持する政党などの政治団体（選挙管理委員会の確認が必要）。

例) 無所属の候補を推薦する団体

「平常時の政治活動にも、一定の制限があります。」

政治活動は本来自由であるべきものです。しかし選挙がないときの政治活動でも、政治活動なのか選挙目的なのか判断しにくいものが多いため、立候補予定者の名前や後援団体の名称を記載した立札、看板、ポスターなどの文書図画掲示には制限が設けられています。



良街キャスターの

なるほど! 選挙④

Naruhodo!